

⑯ 国立大学法人・  
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86 法人)(平成 16 年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成 16 年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	<p>《国立大学法人》</p> <p>1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。</p> <p>《大学共同利用機関法人》</p> <p>1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。</p>
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:北山 権介)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:崎元 達郎)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:伊井 春樹)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1341082.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1341082.htm</a>
中期目標期間	6年間(平成 22 年4月1日~平成 28 年3月 31 日)

#### 1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度 (全90 法人)	H21 年度 (全90 法人)	第1期 中期目 標期間	H22 年度 (全90 法人)	H23 年度 (全90 法人)	H24 年度 (全90 法人)	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 年度評価については、「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価であり、中期目標期間評価については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。
<項目別評価>							2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1. 業務運営の改善・効率化							3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	12 法人 (13%)	8 法人 (9%)	28 法人 (31%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	4 法人 (4%)	4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
順調に進んでいる(良好である)	52 法人 (58%)	61 法人 (68%)	48 法人 (54%)	72 法人 (80%)	81 法人 (90%)	81 法人 (90%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	19 法人 (21%)	17 法人 (19%)	13 法人 (14%)	16 法人 (18%)	7 法人 (8%)	5 法人 (6%)	
やや遅れている(不十分である)	7 法人 (8%)	4 法人 (4%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
2. 財務内容の改善							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
順調に進んでいる(良好である)	77 法人 (86%)	83 法人 (92%)	79 法人 (88%)	83 法人 (92%)	89 法人 (99%)	90 法人 (100%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	10 法人 (11%)	7 法人 (8%)	7 法人 (8%)	5 法人 (6%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
やや遅れている(不十分である)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	
順調に進んでいる(良好である)	87 法人 (97%)	87 法人 (97%)	88 法人 (98%)	89 法人 (99%)	90 法人 (100%)	89 法人 (99%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	1 法人 (1%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
やや遅れている(不十分である)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	3 法人 (3%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	
順調に進んでいる(良好である)	81 法人 (90%)	87 法人 (97%)	75 法人 (84%)	81 法人 (90%)	76 法人 (85%)	54 法人 (60%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	7 法人 (8%)	1 法人 (1%)	9 法人 (10%)	6 法人 (7%)	2 法人 (2%)	25 法人 (28%)	

やや遅れている(不十分である)	2 法人 (2%)	2 法人 (2%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	12 法人 (13%)	10 法人 (11%)	
重大な改善事項がある (重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)					

## 2. 国立大学法人評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.11.6) (主なもの要約)

### (1)全体の状況

- 各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標の進捗状況全体について評価を行った結果、全 90 法人が、中期目標の前文に掲げる「法人の基本的な目標」に沿って、計画的に取り組んでいることが認められた。
- また、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、達成状況のほかにプロセスや内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価することとしており、ヒアリングによる法人からの説明を踏まえて、新たに 10 法人の計画を取り上げた。

### (2)項目別評価(一例)

評価項目	(1との 関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	・すべての法人において、学長・機構長等裁量の予算・人員枠等を設け柔軟かつ迅速な資源配分に取り組むなど、効率的な意思決定と業務執行、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められている。
財務内容の改善	2	・すべての法人において、経費の節減、自己収入の増加に取り組んでいるほか、1法人を除いて資金を適切に運用し、その運用益が教育研究の充実や学生指導等に活用されている。
自己点検・評価及び情報提供	3	・すべての法人において、中期計画・年度計画の進捗状況を管理し、その評価活動を計画的に行うサイクルを定着させ、法人運営に活かすとともに、自己点検・評価作業の効率化と負担の軽減に向けた取組を実施しており、自己点検・評価の結果の法人運営への活用が図られている。
その他業務運営 (施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	・すべての法人において、法令遵守(コンプライアンス)に関する規程等が整備され、組織的な啓蒙活動が行われているが、研究費の不適切な経理の事例(4法人)、教員等個人宛て寄附金が個人で経理されていた事例(31 法人)、臨床研究倫理違反が行われた事例(2法人)、毒物・劇物等の紛失の事例(2法人)、多数の個人情報の不適切な管理事例(2法人)、予算趣旨に反する不適切な調達の事例(1法人)、元職員が物品を不正転売した事例(1法人)が見られた。

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

平成 24 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組み、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)に基づき、公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制、ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまで評価を行っている。

文部科学省に対する「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成 25 年 11 月 12 日総務省)で物品購入の発注及び検収の事務局による原則実施等の取組の必要性や、この趣旨を踏まえた具体的な基準、指針等を作成して各機関へ示し、各機関の取組を徹底させることについて指摘がなされている。

このため、今後の評価に当たっては、各法人における新たな基準、指針等を踏まえた体制整備等の状況を踏まえつつ、特にコンプライアンスの観点から上記指摘を踏まえた各法人のルールの運用や監査実施等の取組状況がより明らかになるよう厳格な評価を実施すべきである。

- 公的研究費の不正使用に加え、新たに複数の法人において研究活動における不正行為(研究内容についての論文不正や倫理違反行為等)が発覚しているところである。

各法人は、これまでにも「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)に基づき、不正行為の防止に取り組んできたところであるが、貴委員会の平成 24 年度評価結果において、不正行為への対応について課題があると指摘された法人を含め、各法人の不正行為防止のための具体的な取組状況について明らかにはなっていない。

今後、文部科学省では「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」(平成 25 年 9 月 26 日公表)で示された倫理教育の強化、不正事案の公開、不正を抑止する環境の整備、組織としての責任体制の確立などの方向性等も踏まえ、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議(平成 25 年 11 月 20 日設置)において検討を行い、ガイドラインの見直し・運用改善及び各法人への周知徹底を図ることとしている。

このため、今後の評価に当たっては、各法人における見直し後のガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を踏まえつつ、各法人の具体的な取組状況を確認することにより、研究活動における不正行為の防止についてより一層厳格な評価を実施し、各法人における必要な改善を促すべきである。

- 各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会において「共通の観点」としてその状況について評価を行っており、平成 24 年度評価結果においては 16 法人において個人情報等の不適切な取扱いが発覚したことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記 16 法人以外にも少なくとも 3 法人において同様の不適切事案が発生しており、これらが評価結果で明らかとされていないことから、今後の評価に当たっては、貴委員会において各法人の正確な実態把握及び厳格な評価を実施すべきである。

- 昨今の大型放射線発生装置における安全管理に関する不適切事案等を踏まえ、原子力施設等を有する法人については、規制当局が実施する評価の趣旨を踏まえた上で、その評価結果や評価結果を踏まえた法人の取組を含めた原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要である。

原子力施設等を保有する法人について、当該評価の実施状況をみたところ、一部の法人におけるこれらの取組に関する評価結果が十分に説明されていない事例があった。

原子力施設等における安全管理に係るリスクが顕在化した場合は人的及び物的被害が甚大であり、また、安全管理が適切に実施されているかについては国民の関心も高いものである。このため、今後の評価に当たっては、規制当局による評価結果及び当該評価結果を踏まえた法人の取組並びに法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況や、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

